

違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方（論点メモ）

（関連：資料 1 1 ~ 1 6）

1 違反行為に対する金銭的不利益処分（以下「違反金」）の性格をどのようなものとしてとらえるか。

(1) 違反金の性格をどのように位置づけるか。

(例)

不当利得相当額を超えるのであれば、「行政上の制裁」である。

違反金はいくまでも違反抑止のための処分であり、不当利得相当額を超える水準かどうかにより性格が変わるものではない。

(2) 「行政上の制裁」の定義は何か。また、定義することの意味は何か（行政上の不利益処分一般と何が違うのか。刑事罰との共通点・相違点は何か。）

(3) 上記(1)について、併科方式・一本化方式のいずれを採用するかによって結論が異なるか。

(これまでに出された主な意見)

課徴金減免の最初の申請者は課徴金が免除され不当利得の保持を認めていること、繰り返し違反を行った事業者の課徴金を重くしていること、罰金との調整規定があること、から、課徴金の性格は、「不当な利得の剥奪」から「制裁」へと変わった。

違反行為の抑止を目的として不当利得相当額以上の金銭を徴収する現行課徴金は、「行政上の制裁」としか説明できないものであるならば、そのような位置づけであることを明確にすべき。

違反行為者であっても売上げがない事業者には課徴金が課されない、事業者団体の違反では、利得が生じる構成事業者に課徴金が課されている、業種別算定率は当該業種の利益率の違いに由来すると考えられる、改正後の課徴金でも不当な利得との関係で狭義の制裁とはなっていない、ことから、現行課徴金は不当な利得と無関係に賦課される行政制裁金とはいえない。

現行の課徴金制度は、「不当利得相当額の返還」に「抑止力効果」を加えるという目的で、「不当利得相当額以上の金銭的不利益処分を課す」ものといえる。

違反行為対象商品の売上高と不当利得とは一定の相関関係にあるとの前提に立ち、売上高を算定の基準としている現行課徴金について、不当利得の徴収としての性格を維持すべき。

2 違反金の算定方法（考慮要素、裁量性の程度、不当利得相当額と関連させるべきか）はどう在るべきか。

（1）不当利得相当額との関係

- ア．違反金の水準は不当利得相当額を根拠とする必要があるか。
- イ．不当利得相当額に拘束されずに違反金を賦課することに法制上の制約があるか。
- ウ．上記アについて、併科方式・一本化方式のいずれを採用するかによって結論が異なるか。

（主な意見）

違反行為抑止のために必要な額を徴収すべきで、不当利得相当額に拘束される必要はない。
不当利得相当額に拘泥する必要はないが、不当利得相当額は考慮要因のひとつとなり得る。
不当利得相当額をベースにしないとしても、その算定方法に合理的な根拠が必要

（2）違反金の算定方法

- ア．違反金は事案の実情等に応じて算定されるべきか、行政処分としての効率性を重視して簡潔な制度とすべきか。
- イ．違反金の算定における裁量性の程度はどう在るべきか。
- ウ．上記ア、イについて、併科方式・一本化方式のいずれを採用するかによって結論が異なるか。

ア．違反金は事案の実情等に応じて算定されるべきか、行政処分としての効率性を重視して簡潔な制度とすべきか。

<p>事案の実情等に応じて算定すべき</p>	<p>(意義) 実質的に公平な結果が確保できる。 企業のコンプライアンス体制の整備を軽減要因とすれば、企業のコンプライアンス体制整備の促進、実質的な執行力強化につながる。</p>	
	<p>(問題点の指摘) 悪質性の判断に時間を要し迅速性・機動性を損なう。 違反事業者に争う余地が増えて審査・審判手続が長期化し、公正取引委員会による執行力が低下する可能性。 悪質性の判断には行為者の態度や主観面の考慮を要するので行政措置としての課徴金になじまない。悪質性は刑事罰において考慮すればよい。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論) 調査への協力の程度を軽減要因とすれば、調査が円滑になる。 要件を法令やガイドラインで具体的に定めて透明性・予測可能性を高めればよい。 <u>併科方式を前提とした議論である。</u></p>
<p>簡潔な制度とすべき</p>	<p>(意義) 迅速・機動的な処分が可能となり法執行の実効性が確保される。 課徴金の算定基準が一義的に明確であることが、リーニエンシー制度を有効に機能させる。</p>	
	<p>(問題点の指摘) 一律の算定率の違反金では、企業は今後の努力や公正取引委員会への協力のインセンティブを失う。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論) 悪質性の判断には行為者の態度や主観面の考慮を要するので行政措置としての課徴金になじまない。</p>

イ．違反金の算定における裁量性の程度はどう在るべきか。

<p>算定における裁量性は限定的にすべき</p>	<p>(意義)</p> <p>迅速・機動的な処分が可能となり法執行の実効性が確保される。</p> <p>予見可能性・透明性が高まる。</p>	
	<p>(問題点の指摘)</p> <p>実質的に公平な結果とならない。</p> <p>違反金が制裁としての性格を持つとすれば、刑罰と同様、裁量が認められるべき。</p> <p><u>事案の実情に応じた算定を求めるとすれば裁量性を認めないのは非現実的ではないか。</u></p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p>併科方式を採用するのであれば、行政処分に当たって、司法、検察のような裁量性を持つ必要はない。</p>
<p>算定における広い裁量性を認めるべき</p>	<p>(意義)</p> <p>違反行為の実情に即した違反金の算定が可能となり、公平な結果となる。</p>	
	<p>(問題点の指摘)</p> <p>公正取引委員会の恣意的な裁量の余地を排除すべき。</p> <p>あまりに裁量の幅の広い制度とすると法執行面で支障が生じる懸念がある。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p><u>事案の実情に応じた算定を求めるとすれば裁量性を認めないのは非現実的ではないか。</u></p> <p>一本化方式を採用している E C 競争法の金銭的不利益処分では算定にあたって裁量性が認められている。</p>